

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年（令和5年）

September 9月号

令和5年度全国労働衛生週間について



コロナに負けるな（日置市東市来町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和5年度全国労働衛生週間について	2
令和5年度全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内	3
産業保健 口腔機能低下症について	4
労務管理あれこれ	
～休日に行う研修、労働時間と扱うべきか～	5
正社員と非正規雇用労働者の間の	
不合理な待遇差は禁止されています	6～7
令和4年度個別労働紛争解決制度及び	
雇用均等関係法令にかかる施行状況について	8
両立支援等助成金のご案内	9

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です	9
令和5年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況	10
9月は障害者雇用支援月間です。	
障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！	11
「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	12～13
令和5年度心とからだの健康推進運動のご案内	14
ゼロ災運動K Y Tトレーナー研修会の	
日程変更について（お知らせ）	14
建設事業者のための雇用管理研修のご案内	15
令和5年10月の講習開催のご案内	16

さくらじま

先日、照国神社と荒田八幡宮の六月灯を覗いてきたが、どちらも小さな子供、学生の方からお年寄りまで大勢の方が楽しんでいる様子が伝わってきた。コロナ前の賑わいが戻ったようで嬉しい気分になった。

「リ・スキリング」や「学びなおし」については、目玉政策として報道などで日々目に触れるところであるが、その重要性は高まっていると感じている。私も鹿児島に赴任する前はデジタル（IT）を活用したサービスの企画、開発、運用などの業務に携わる機会が多く、業務に対応していくために、関連資格を自主的に取得するなどしたところである。

資格の中には、定期的にオンライン講座（有料）などを受講しないと更新できないものもあり、手間がかかるものもあるが、デジタル分野は技術の移り変わりが早く、定期的に知識をアップデートしないと使い物にならなくなってしまうことから、必要な投資と思って、割り切って取り組んでいるところである。

デジタル分野に限らず、より長く、かつ不確実性の高まる職業人生を乗り切るためには、継続的な学びなおしが避けられないと思われる。まずは従来の認識を改めることから始めてはいかがだろうか。

事業者の皆さまへ

第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日（日）～7日（土）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和5年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの間「**目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場**」をスローガンに始まります。

当協会では、準備期間中に下記日程表のとおり説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

是非、ご参加下さいませようご案内致します。

説明会・用品等の問合せ先

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

衛生週間説明会各署日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島県管内	9月8日(金)14:00～	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月11日(月)13:30～	枕崎市市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月12日(火)13:30～	ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
	9月15日(金)14:00～	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月20日(水)10:30～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月20日(水)14:00～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月26日(火)10:00～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
	9月28日(木)10:00～	種子島建設会館	西之表市鴨女209-1
川内署管内	9月12日(火)13:30～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211-1
	9月13日(水)13:30～	出水市マルメ音楽ホール	出水市文化町23
鹿屋署管内	9月12日(火)14:00～	ホテルさつき苑	鹿屋市西原1丁目9番10号
	9月21日(木)13:30～	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
加治木署管内	9月12日(火)14:00～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣305
	9月13日(水)14:00～	霧島市隼人農村環境改善センター	霧島市隼人町内山田1-14-10
	9月15日(金)14:00～	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田5348-185
名瀬署管内	9月6日(木)15:00～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津7460
	9月7日(金)13:30～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月14日(木)10:30～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花1015
	9月20日(木)13:30～	奄美振興会館	奄美市名瀬浜浜町517
	9月21日(木)10:00～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江7-6
	9月26日(火)13:30～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2





「口腔機能低下症」

鹿児島産業保健総合支援センター

産業保健相談員 松下 幸誠

口やあごの動きのことを^{こうくうきのう}口腔機能といいます。主に、食べる、味を感じる、飲みこむ、唾を出す、異物毒物からの防御の働きなどの生命を守る基本的な働きから、しゃべる、咽う、表情をつくるなどのコミュニケーションの働きまで多くの機能があります。口腔機能低下は、高齢化社会においてますます重要な課題となっています。この口腔機能の低下（オーラルフレイル）は、老化現象として中年期以降の早期から現れ始める場合もあります。口腔機能の低下は全身的虚弱（フレイル）の前兆現象として位置付けられ、口腔機能の低下をいかに防ぐかは健康寿命延伸に欠かせない重要な要素です。

口腔機能低下の初期症状としては、以下が挙げられます。

1. そしゃく困難

食物をかむことがおっくうになり、好みが軟食傾向になります。そのため、糖質過多、タンパク質不足など栄養に偏りが出て、肥満や糖尿病、筋力の衰えにつながります。

2. えん下困難

毎食の食物やだ液を飲み込むときに困難を感じることがあり、飲み込む動作が遅くなったりむせたりします。これは、いずれ誤えん性肺炎や気道異物による呼吸困難を引き起こします。

3. 口の中の渇き

だ液の量が減少し、口の中が渇いた感じがすることがあります。だ液は、だ液腺の老化や病気、水分補給不足など様々な要因で分泌が少なくなりますが、食事の時によく咽むことでそしゃくの筋肉に囲まれただ液腺がポンプのようにおされて分泌量やその機能まで活発になります。口が渇くと、食べ物をスムーズにそしゃくできなかつたり、のみこめなかつたりします。また、口内炎が多発したり、カンジダ菌が増殖したり、口臭の原因にもなります。

4. 発音、発語の不明瞭

言葉の発音が不明瞭になることがあります。舌や口、

あごの筋肉の動きが悪くなるためです。いわゆる滑舌の悪さはコミュニケーション障害に繋がり、社会からの隔絶に繋がります。

5. 口臭

口腔の動きは、口腔内の自浄作用も担っており、自浄作用の低下で口臭が発生することがあります。これも良好なコミュニケーションの障害の要因となり、社会からの隔絶に繋がります。

6. 顎関節、そしゃく筋の違和感、痛み

口腔機能をつかさどる、あごの関節や筋肉に運動障害や痛みが生じることがあります。口を開け閉めする際に違和感を感じることもあります。

7. 歯肉の腫れや出血、歯の痛み

1～6までの総合的な要因と、生活習慣の乱れから口腔内清掃の低下がおきますと、歯周病や虫歯が発生します。これらの進行によって、さらに口腔機能の低下は進行することになり、社会活動も低下します。

以上、早期の段階でこれらの症状に気づき、適切な対策や治療を行うことで、口腔機能低下を進行させるリスクを軽減することができます。定期的な口腔健康チェックや適切な口腔ケア、栄養バランスの良い食事などが口腔機能の維持に役立ちます。また、健康保険診療では50歳以上では、「口腔機能低下症」として治療対象となっていますので、上記のような症状があれば早急にかかりつけ歯科医にご相談ください。

口腔機能の低下の予防は、全身的虚弱や寝たきりの予防、健康寿命の延伸へと繋がります。これは、「メタボリックドミノ」と称され、非感染性の病気の全てが上流の口の問題から始まることが科学的に認識され始めています。昨今の医療費削減政策も相まって国や関係機関あげでの取り組みが今後一層進められていくようです。昔からある格言「病は口から」が再評価される時代になりました。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

休日に行う研修、労働時間と扱うべきか

（Ｑ）当社は、土日が休日の完全週休二日制を実施しているのですが、各月の土曜日に2回、各従業員の業務のスキルアップを図るため、研修を行っています。研修は自由参加ですが、出欠状況を賞与額算定の考課基準に加えています。

研修日は無給なのですが、従業員側から、休日労働だから手当を払ってほしいとの要望がありました。研修は自由参加ですから労働日には該当しないと思うのですがどうなのでしょう。

労働時間に該当するので賃金の支払いが必要に

（Ａ）従業員への就業時間外の研修について、行政解釈では、「労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加のものであれば、時間外労働にはならない」としています（昭26・1・20基収第2875号、平11・3・31基発第168号）。

また、判例でも、会社が休日に従業員に対して行っていた教養活動について、(1)参加するか否かが自由であった(2)参加を強要されていなかった(3)参加について出欠をとっておらず、また欠席を理由に不利益な取り扱いは行われなかった—ことを理由に、この教養活動は時間外労働ではないと判断したものがあります。（八尾自動車興産事件 昭58・2・14 大阪地判）。

つまり、研修が労働時間でないと認められるためには、①参加するかどうか自由である②参加を強制されない③参加について出欠をとらず、欠席を理由に不利益な取り扱いがなされない—などが要件となっています。

ということは、逆に考えると、研修への参加が強要されていたり、または研修に参加しなかったことについて、何らかの不利益な取り扱いが行われるような場合には、その研修の受講は業務命令により、義務付けられていることになります。そうなりますと、研修時間は労働時間ということになり、その時間に対して賃金を支払わなければならないことになります。

そこで御社のケースですが、御社の研修は、自由参加

となっていますが、研修への出欠状況は賞与査定ของ考課基準になるということです。

その場合、研修に参加しないことによって賞与が減額されるということになれば不利益な取り扱いということになります。

さらに、研修内容も各従業員の業務のスキルアップを図るということですから、業務との関連も強いといえます。

したがって、御社の研修時間は、労働時間に該当する可能性が高いと考えられます。

また、平成29年1月20日に新たに策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、労働時間の考え方が次のとおり示されていますので、参考にしてください。

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

事業主の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



▼解説動画あり



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

同一労働同一賃金

検索



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「バゆう」ちゃん



厚生労働省・鹿児島労働局

「鹿児島働き方改革推進支援センター」が
そんなお悩みをサポートします！

▶ 裏面へ

鹿児島働き方改革推進支援センター

（鹿児島労働局委託事業（委託先：鹿児島県社会保険労務士会））
を利用してみませんか？



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業への訪問相談サービス

専門家が、会社へ訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



鹿児島働き方改革推進支援センター

所在地：鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階

☎0120-221-255 📠099-257-2219

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

キャリアアップ助成金とは

例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

<助成額（労働者1人あたり）>

賃金引上げ率 企業規模	3%以上 5%未満	5%以上
	5万円	6万5,000円
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています。

利用者の声 【事業内容：飲食業】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからは、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



詳しくは

鹿児島働き方改革推進支援センター

検索

令和5年5月作成

令和4年度 個別労働紛争解決制度及び雇用均等関係法令 にかかる施行状況について ～ハラスメントに関する相談が増加～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

令和4年度の「個別労働紛争解決制度」（個々の労働者と事業主間のトラブルを対象とした「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」）及び雇用均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法）の施行状況をとりました。

【ポイント】

1 総合労働相談件数は前年度と比べて減少

- 令和4年度における総合労働相談件数は13,602件（前年度から3.3%減少）。

2 民事上の個別労働紛争における相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多

- 民事上の個別労働紛争^{*6}に関する相談件数は3,644件で、うち「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は880件（24.0%）で最も多く、次いで自己都合退職にかかる相談が804件（22.0%）で、これらの相談で全体の半数近くを占めることとなった。

3 雇用均等関係法令に関する相談件数は前年度と比べて増加

- 雇用均等関係法令に関する相談件数は、2,686件で、前年度から30.2%増加。
- 育児休業にかかる相談件数は571件で前年度から59.5%増加。

4 ハラスメントに関する相談では、「パワーハラスメント」が最多

- ハラスメントに関する相談は1,500件で、うち職場における「パワーハラスメント」は1,108件（前年度比71.0%増）で、ハラスメントに関する相談件数全体の73.9%を占めている。

5 ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助^{*7}の申立及び調停^{*8}申請の件数は、前年度と比べて大幅に増加

- ハラスメントや不利益取扱いに係る紛争解決援助の申立件数は25件で、前年度の5倍の件数。
- ハラスメントや不利益取扱いに係る調停の申請件数は17件で、前年度の3.4倍の件数。

○鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒890-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

☎ 099-223-8239

【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを支援するための助成金



※ 支給申請のための要件や必要書類、申請期間は各コースによって異なります。

※ 支給要領や参考資料は鹿児島労働局 HP をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

○鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒890-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

☎ 099-222-8446

○10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう！

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

令和5年7月末速報値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
	令和5年 (7月末)		令和4年 (同月末)		対前年			
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,048	8	1,015	5	33	3	3.3%	60.0%
1 製造業	215	3	193	0	22	3	11.4%	
1 食料品製造業	123	2	108		15	2	13.9%	
4 木材・木製品製造業	9		14		-5		-35.7%	
9 窯業土石製品製造業	16		11		5		45.5%	
11～12 金属製品製造業	11		14		-3		-21.4%	
13～15 機械機具製造業	27		19		8		42.1%	
上記以外の製造業	29	1	27		2	1	7.4%	
2 鉱業	5	0	1	0	4		400.0%	
3 建設業	151	2	144	2	7		4.9%	0.0%
1 土木工事業	57		65		-8		-12.3%	
2 建築工事業	68	1	67	2	1	-1	1.5%	-50.0%
3 その他の建設業	26	1	12		14	1	116.7%	
4 運輸交通業	115	0	106	1	9	-1	8.5%	-100.0%
1 鉄道・航空機業	1		1				0.0%	
2 道路旅客運送業	9		4		5		125.0%	
3 道路貨物運送業	105		100	1	5	-1	5.0%	-100.0%
4 その他の運輸交通業	0		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業	9	0	17	0	-8		-47.1%	
1 陸上貨物取扱業	4		5		-1		-20.0%	
2 港湾運送業	5		12		-7		-58.3%	
6 農林業	63	1	56	2	7	-1	12.5%	-50.0%
1 農業	39		30		9		30.0%	
2 林業	24	1	26	2	-2	-1	-7.7%	-50.0%
7 畜産・水産業	44	0	70	0	-26		-37.1%	
8 商業	140	1	137	0	3	1	2.2%	
1 卸売業	17		17				0.0%	
2 小売業	111	1	108		3	1	2.8%	
3 理美容業	0		1		-1		-100.0%	
4 その他の商業	12		11		1		9.1%	
9 金融・広告業	9	0	6	0	3		50.0%	
11 通信業	12	0	13	0	-1		-7.7%	
12 教育・研究業	12	0	13	0	-1		-7.7%	
13 保健衛生業	157	0	147	0	10		6.8%	
1 医療保健業	66		53		13		24.5%	
2 社会福祉施設	84		92		-8		-8.7%	
3 その他の保健衛生業	7		2		5		250.0%	
14 接客娯楽業	47	0	50	0	-3		-6.0%	
1 旅館業	8		11		-3		-27.3%	
2 飲食店	28		26		2		7.7%	
3 その他の接客娯楽業	11		13		-2		-15.4%	
上記以外の事業	69	1	62	0	7	1	11.3%	
10 映画・演劇業	0		0				-	
15 清掃・と畜業	35		30		5		16.7%	
16 官公署	1		1				0.0%	
17 その他の事業	33	1	31		2	1	6.5%	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	109	0	105	1	4	-1	3.8%	-100.0%
第三次産業（8～17）	446	2	428	0	18	2	4.2%	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

令和5年秋の全国交通安全運動

運動期間 令和5年9月21日（木）～30日（土）
交通事故死ゼロを目指す日 令和5年9月30日（土）

まずはみんなで安全確認！ みんなで守ろう交通ルール

- 運動の重点
- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
 - 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

○ 障害者就職面接会

日時 令和5年9月13日（水）13時～16時

場所 かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町）

問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

日時 令和5年9月21日（木）13時～16時

場所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）

問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）

ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

○ 障害者雇用支援・激励大会

日時 令和5年9月1日（金）13時30分～15時

場所 かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町）

○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催中

職場内で共に働く精神障害、発達障害のある方々の応援者（サポーター）になっていただくため、障害に関する知識や必要な配慮等を学ぶ講座を開催しています。ご要望に応じて、事業所への出前講座やオンライン講座も行っています。

【問合せ先】

鹿児島労働局職業対策課（電話 099-219-8712）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年6月分】

県内有効求人倍率 1.22倍（前月比0.01P増加）

全国平均有効求人倍率 1.30倍（前月比0.01P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.05P減）

全国正社員有効求人倍率 0.99倍（前年同月比0.04P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化につながる職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

助成金は電子申請をご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

雇用関係助成金ポータルでは、厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請が行えます。<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

電子申請の3つのポイント

1 利便性の向上  来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。	2 負担の軽減  一度入力した情報の一部は、繰り返し自動で反映させることができます。	3 いつでも使える  窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。 ※メンテナンス時間を除きます
--	--	--

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



[令和5年度版]

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。
職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（４）すべてに該当する事業主が対象です。

（１）	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む		
（２）	労働者災害補償保険の適用を受ける		
（３）	次のいずれかに該当する		
	業 種	常時雇用する労働者数※１	資本金または出資の総額※１
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
※１ 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
（４）	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・ 入口における風速が0.2 m/秒以上 ・ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・ 煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・ 入口における風速が0.2 m/秒以上 ・ 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・ 煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※２を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。

※２ 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。



厚生労働省・都道府県労働局

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の 単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例）主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡＝**180万円まで（助成額にして90万円まで）**しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

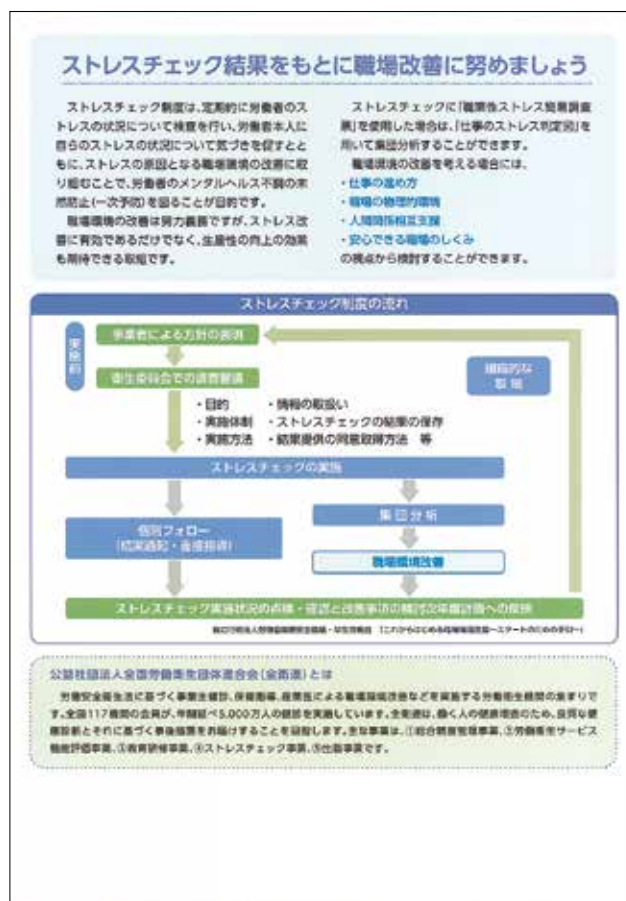
1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（ 2業者以上必要 ）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類（既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む）

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

●申請手続の流れ



※詳細は鹿児島労働局健康安全課へご相談ください（鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279）



厚生労働省委託事業「令和5年度建設労働者雇用支援事業」

雇用管理責任者の方が必ず知っておくべき事項を分かりやすく解説！

建設事業者のための 雇用管理研修のご案内

**受講料
無料！**

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です！

令和5年度 建設労働者雇用支援事業では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識や最新の法改正と対応等の習得を目的とした研修を全国47都道府県にて無料で実施しています。

対象となる方 ☒ 雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理の知識を習得したい方、等

基礎講習

※昼食は各自でご用意ください。

※講義に集中しやすい対面講習、移動時間削減ができるオンライン講習、どちらでもお好きな方でご受講いただけます。

講習内容

- 雇用管理責任者の役割
- 建設業を取巻く雇用環境
 - 高齢化社会とその影響
 - 「建設雇用改善計画」の概要
 - 建設現場の技術革命
- 建設業が取り組むべき課題
 - 定着化の促進
 - 長時間労働の是正
 - 週休2日制への移行
 - 適正賃金水準の確保
 - 助成金制度の有効活用 等



※オンラインは、
Zoomでの受講となります。



対面講習 [定員：各30名] 9:00～16:30

- 始良** 【日時】 令和5年9月22日（金）
【会場】 始良郡建設業協会
【住所】 鹿児島県始良市加治木町諏訪町20
- 鹿児島** 【日時】 10月3日（火） / 11月28日（火）
【会場】 オロシティーホール2階中会議室
【住所】 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12

オンライン講習 [定員：各80名] 9:00～16:30 / *9:30～17:00

- 9月 5日、14日、*22日、26日 12月 8日
10月 11日、13日、*19日 令和6年1月 25日
11月 6日、*14日、17日、28日

コミュニケーションスキル等向上コース

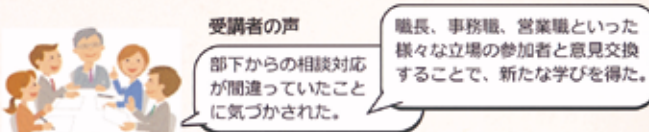
建設労働者の高齢化・若年者離職率の高さによる人材不足の問題を改善するためにより働きやすい職場づくりが求められています。講義とグループワークを通じて若年者や部下への関わり方や、職場でのモチベーション維持・向上の手法について事例を基に学びます。

講習内容

- 建設業界の背景及び概要 編
 - 建設業への期待と構造的課題
 - 建設業に求められる働き方改革
 - 若年層の「働くこと」の意識
- 事例 編
 - 事例検討①「部下からの相談（その1）」
 - 事例検討②「部下からの相談（その2）」
 - 事例検討③「辞めたい部下の相談」

対面講習のみ [定員：20名] 13:00～16:30

- 鹿児島** 【日時】 9月28日（木） / 11月2日（木）
【会場】 オロシティーホール2階第4会議室
【住所】 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12



◆研修終了後、後日修了証を交付（PDF ファイル）します。※参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出します。

*新型コロナウイルス感染対策として三密を避け、ゆとりある座席配置をしております。

詳細・お申込みは専用 Web サイトへ

専用Webサイト

雇用管理研修

<https://koyoukanri.chosakai.jp>

※キャンセルの際は事前にご連絡ください。

※体調不良等、急なご事情であれば当日でも結構です。

※詳細なカリキュラムは専用 Web サイトをご確認ください。

お問合せ先 (株)労働調査会九州支社

〒810-0001福岡県福岡市中央区天神3-9-25

☎ 092-713-1772

point!

オンライン講習を受講される際のご注意

専用サイト
QRコード



- オンライン講習はZoomを使用します。事前にアプリケーションをダウンロードしてください。※専用Webサイト「オンライン講習のご注意」をご確認ください。
- 受講日の10日前までの受付となります。
- テキストは郵送、受講URLはメールで送付します。
- 修了証はPDFにて発行・交付いたします。

令和5年10月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/2～6	9/4～8	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 10/2～3		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転（解体用）	10/2	9/4～8	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
	乾 燥 設 備	10/5～6	9/4～8	会員 15,400円 一般 15,950円	【受講資格】 ・実務経験従事証明書等が必要
	小 型 移 動 式 ク レ ーン 運 転	10/10～12	9/11～15	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/16～20	9/19～22	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後 3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 10/16～17		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
玉 掛 け	10/16～18	9/19～22	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
			酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		10/25～27
特別教育	クレーン運転	10/3～4	9/4～8	会員 17,160円 一般 20,460円	
	研削といし（自由研削用）	10/10	9/11～15	会員 11,220円 一般 12,320円	
その他	職 長 教 育	10/12～13	9/11～15	会員 12,980円 一般 16,280円	
	安 全 衛 生 推 進 者	10/23～24	9/25～29	会員 13,090円 一般 13,530円	

岩川地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉 掛 け	10/10～12	9/19～22	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

西之表地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/23～27	9/19～22	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後 3ヶ月以上の従事経験者
	【科目免除者】 10/23～24		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	

奄美地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
特 定 化 学 物 質 及 び 四 アル キ ル 鉛 等 作 業 主 任 者	11/8～9	9/25～29	会員 15,620円 一般 16,280円	

- 〈備考〉
- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
 - 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。
 - 4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。